

# 福岡市

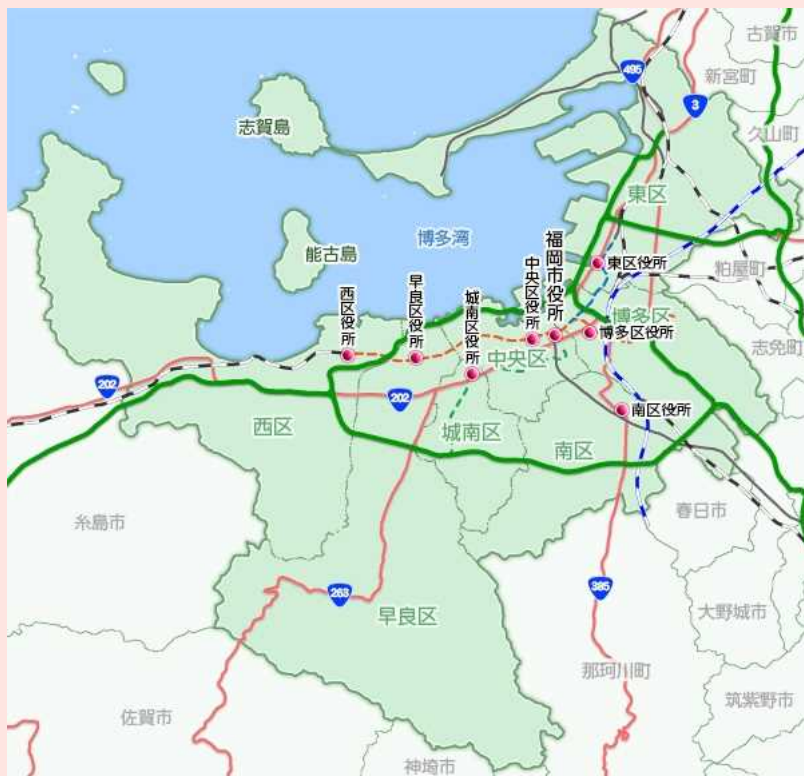
## 共働

福岡市では

医療機関・地域支援事業所従事者等を対象とした研修を平成26年度より実施し、また、障がい者等地域生活支援協議会区部会においても、医師やアウトリーチを行っている医療機関職員からの講話、事例検討などを行い、知識・問題点・目標の共有を図っています。

1 県又は政令市の基礎情報

福岡市



取組内容

- 地域援助事業者、市内医療機関・退院後生活環境相談員、行政職員等を対象に研修会を実施。
- 地域移行について先駆的な病院のヒアリングを実施。
- 障がい者等地域生活支援協議会区部会において、医師やアウトリーチを行っている医療機関職員からの講話、事例検討などを実施。

基本情報

障害保健福祉圏域数 (H29年1月末)	1 力所	
市町村数 (H29年1月末)	1 市町村	
人口 (H29年1月1日時点推計人口)	1,556,369人	
精神科病院の数 (H29年1月末)	2 3病院	
精神科病床数 (H29年1月末)	3,963床 (平成27年度末)	
入院精神障害者数 (平成28年度630調査)	3か月未満：796人 (18.5%)	
	3か月以上1年未満： 1,387人 (32.3%)	
	1年以上：2,111人 (49.2%)	
	うち65歳未満 801人	
	うち65歳以上 1,312人	
退院率 (平成28年度630調査)	入院後3か月時点：56.2%	
	入院後6か月時点：82.1%	
	入院後1年時点：90.3%	
相談支援事業所数 (H29年1月末)	基幹相談支援センター：1	
	一般相談事業所数：15	
	特定相談事業所数：110	
障害福祉サービスの利用状況 (H28年11月)	地域移行支援サービス：3人	
	地域定着支援サービス：8人	
保健所 (H0年0月末)	7 力所	
(自立支援) 協議会の開催頻度 (H28年度)	3回/年	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の有無と数	都道府県	無
	障害保健福祉圏域	無
	市町村	無
精神保健福祉審議会 (H0年0月末)	未設置	

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

研修会を実施（福岡市精神保健福祉センターが主催）

○平成26年度

（第1回）平成26年8月1日

「平成26年度改正精神保健福祉法に関する従事者研修」

参加者：医療機関，地域援助事業者，行政等 126人

（第2回）平成27年2月2日

講話「地域移行支援の実際～事例を通してみえるもの～」等

参加者：地域援助事業者、市内医療機関・退院後生活環境相談員、行政職員等 109名

○平成27年度

平成27年9月10日

「在宅で使える障がい福祉サービスの概要」等

参加者：医療機関，地域援助事業者，行政等 72人

○平成28年度

平成28年12月20日

「長期入院患者の地域移行支援について～なぜ地域移行が必要なのか、福岡市の現状～」等

参加者：地域援助事業者、市内医療機関・退院後生活環境相談員、行政職員等 83名

○相談支援体制の見直し及び地域生活支援拠点等整備の検討

委託相談支援事業所の相談支援体制を見直すとともに、地域生活支援拠点等の整備方法等について検討

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域（例）

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	協議体設立に向け検討中
	協議の内容	
	協議の結果としての 成果	
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての 成果	
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	
	協議の内容	
	協議の結果としての 成果	

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

○自立支援協議会から相談支援体制の課題とその見直しの提言を受けた。

- 【課題】
- ・対象とする障がい種別、年齢や役割が機能的に整理されていない
  - ・ライフステージを見通し一貫した相談支援ができる体制が必要

- 【提言】
- ・市及び区の基幹相談支援センターを設置。
  - ・全障がい一元化、児・者一貫した相談支援窓口を整備。
  - ・積極的な地域へのアウトリーチ及び地域団体や地域の社会福祉法人等と連携した障がい者の見守り体制づくりを行うなど、地域福祉の基盤づくりの推進。

○協議会からの提言を踏まえ、相談支援体制の再構築を検討

【新たな相談支援体制における相談支援センターの役割】

- ・全障がい一元化した相談窓口
- ・相談支援事業所の支援体制や人材育成、ネットワーク構築
- ・アウトリーチや地域団体等との連携体制の構築など地域福祉の基盤づくりを推進
- ・地域生活支援拠点等の「相談」「地域の体制づくり」機能 など

○地域生活支援拠点等の整備の検討

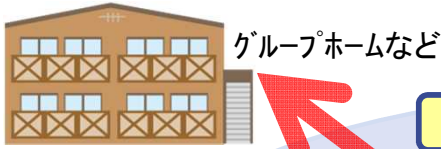
- ・自立支援協議会の専門部会として地域生活支援拠点等整備検討部会を設置
- ・新たな相談支援体制と連携した地域生活支援拠点等の整備方法について検討  
(次ページに検討イメージ図)

# 福岡市における地域生活支援拠点等整備のイメージ

## 体験の機会・場

### <体験の機会・場>

- ▶ 体験利用可能なグループホームや日中活動系事業所情報の随時集約・提供。
- ▶ 体験利用のみに使用するグループホーム等の空室を市内に必要数確保。



## 各区に確保する機能

### 相談 地域の体制づくり



区基幹相談  
支援センター

情報提供

情報集約

市基幹  
相談支  
援センター



障がい福祉  
サービス事業所  
(日中活動等)

連携

連携



特定・一般相談  
支援事業所

### 相談 緊急通報



グループホーム



自宅

## 緊急時の受け入れ・対応 (重度身体障がい者(医療的ケア含む))



短期入所

医療的ケアが必要  
な者に対応する  
機能を有する。

連携



医療機関

連携

## 緊急時の受け入れ・対応 (強度行動障がい)



短期入所

強度行動障がいに対応  
する機能を有する。

## 緊急時の受け入れ・対応 (虐待・その他緊急対応)



短期入所

重度身体障がい者、強  
度行動障がいの対応を  
要しない者の緊急対応。

## 専門性



研修等実施機関

### <専門性>

- ▶ 研修等実施機関を市内に1か所確保
- ▶ 行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者への支援スキルを備えた人材及びコーディネーターの人材育成。
- ▶ 共同支援など実地研修(OJT)の強化。

### <緊急時の受け入れ・対応>

- ▶ 緊急時の受け入れ・対応を行う短期入所を市内に必要数確保。
- ▶ グループホームや入所施設、生活介護事業所等に短期入所を併設し常時空床を確保。
- ▶ 重度者の居住の場整備の推進などにより医療的ケア、行動障がいの緊急対応が可能な短期入所の確保。

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

### 特徴(強み)

1. 市内に既に先駆的取り組みをしている精神科病院があり、モデルケース構築に有益である。
2. 自立支援協議会の区部会を各区に設置しており、医療機関や相談支援事業所等との意見交換が定期的に行われている。

### 課題

1. 中核的人材の育成, 連携体制の構築
2. 精神障がい者の地域移行に特化した専門部会を地域生活支援協議会の中に立ち上げ、施策の推進を行う。

指標の推移	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1年以上の精神科病院在院患者数（各年6月30日現在）（人）	2,202	2,113	2,123
地域移行支援利用者数（各年度3月末時点）（人）	2	6	4
ピアサポーターの養成者数※（実人数）（人） ※ピアサポーターの養成を目的とした取組を実施している場合	—	—	—
ピアサポーターの活動者数（実人数）（人）	—	—	—

### 平成28年度の目標と達成状況の方向性(暫定評価)

目標としている多職種間の連携について、計画していた研修会開催は予定どおり達成できた。今後は協議の場の設置に向け、引き続き取り組んでいく。

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

### 平成29年度の目標

1. 自立「支援協議会 精神障がい者地域移行部会（仮称）の設立
2. 中核的人材育成のための多職種向け研修会の開催

時期(月)	実施内容	担当
(28年度より継続)	自立支援協議会 精神障がい者地域移行部会の設立に向け、検討を継続。	
H29年下旬	研修会の開催	保健予防課、精神保健福祉センター、障がい者在宅支援課等